

埼玉県特定施設入居者生活介護事業所の指定等に係る事前協議取扱要領

第1 趣旨

この要領は、介護保険法（以下「法」という。）に基づき、埼玉県が行う特定施設入居者生活介護事業所の指定について、老人福祉法及び埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針に基づく事前協議手続き等との連携を図るため、特定施設入居者生活介護事業所を設置しようとする者（以下「設置予定者」という。）と行う事前協議について必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

- (1) 特定施設入居者生活介護事業所とは、法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護を行う事業所をいう。
- (2) 指定とは、法第41条第1項の規定に基づく知事の指定をいう。
- (3) 変更申請とは、法第70条の3の規定に基づく利用定員の増加に係る変更申請をいう。

第3 事前協議の対象

この要領は、県が指定権限を有する法第70条の規定に基づく特定施設入居者生活介護事業所の指定申請（以下「指定申請」という。）及び法第70条の3の規定に基づく利用定員の増加に係る変更申請（以下「変更申請」という。）を対象とする。

第4 事前協議書の提出

設置予定者は、埼玉県特定施設入居者生活介護事業所の指定に係る事前協議書（様式1号）に（1）から（8）に掲げる事項を記載した書類等を添付して、県と協議するものとする。

- (1) 指定居宅サービス事業所指定申請書（代表者印の押印がないもの）
- (2) 付表10「特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定に関わる記載事項」
- (3) 平面図
- (4) 居室面積等一覧表
- (5) 設備・備品等一覧表
- (6) 市町村から交付された設置意見書の写し
- (7) 指定通知書の写し（変更申請の場合）
- (8) その他参考となる資料

第5 事前協議結果の通知

県は、前項の事前協議の結果、介護保険法施行条例に定める設備に関する基準に適合して

いると認めた場合は、設置予定者に対し、埼玉県特定施設入居者生活介護事業所（変更）指定事前協議済書（様式2号）を交付するものとする。

第6 その他

- (1) この要綱は、既存の有料老人ホーム等の施設について、特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けようとする場合についても適用するものとする。
- (2) 協議した内容を変更する場合には、事前に指定権者に相談すること。
- (3) 有料老人ホームについては、この要綱に基づく事前協議と併せて埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針に基づく事前協議を行うものとする。
- (4) この要綱に基づく事前協議と埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針に基づく事前協議又はサービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事前協議との手続きの流れについては、別添のフロー図を参考とすること。
- (5) サービス付き高齢者向け住宅については、この要綱に基づく事前協議と併せてサービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事前協議を行うものとする。
- (6) 養護老人ホーム及びケアハウスが特定施設入居者生活介護事業の指定を受けようとする場合は、個別に対応するものとする。
- (7) この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成26年3月26日から施行する。

様式1号

埼玉県特定施設入居者生活介護指定（変更）申請事前協議書

平成 年 月 日

宛 先

埼玉県 福祉事務所長 あて

（事業所所在地が川口市、蕨市、戸田市の場合は埼玉県福祉部高齢介護課長あて）

設置予定者 住所

名称

代表者職・氏名

印

介護保険法に規定する特定施設入居者生活介護の指定（変更承認）を受けたいので、埼玉県特定施設入居者生活介護事業所の指定等に係る事前協議取扱要領に基づき、必要な書類を添えて協議します。

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 開設（変更）予定年月日

4 事前協議事由

- 指定申請
- 利用定員増加による変更申請
- 協議済みの事前協議内容の変更

5 添付資料

- (1) 指定居宅サービス事業所指定申請書（代表者印の押印がないもの）
- (2) 付表10「特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定に関する記載事項」
- (3) 平面図
- (4) 居室面積等一覧表
- (5) 設備・備品等一覧表
- (6) 市町村から交付された設置意見書の写し
- (7) 指定通知書の写し（変更申請の場合）
- (8) その他参考となる資料

※ 介護付有料老人ホームの場合には平面図は「有料老人ホーム設置計画書事前協議書」に添付した書類と同じもの（写し）を添付して下さい。

※ サービス付き高齢者向け住宅の場合には平面図は「サービス付き高齢者向け住宅設置計画書事前協議書」に添付した書類と同じもの（写し）を添付して下さい。

ただし、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準に適合した住宅であっても、特定施設入居者生活介護の審査基準に適合しない場合もありますので、事前に指定権者に確認されるようお願いいたします。

※ 正副2部作成し、副本は設置者の控えとして保管して下さい。

特定施設入居者生活介護指定申請事前協議済書

下記の特定施設入居者生活介護指定申請を予定している事業所については、埼玉県特定施設入居者生活介護事業所の指定等に係る事前協議取扱要領に基づく事前協議済です。

なお、協議した内容を変更する場合には、再協議を行う必要もあるので事前にご連絡ください。

平成 年 月 日

埼玉県 福祉事務所長

(所在地が川口市、蕨市、戸田市の場合は、埼玉県福祉部高齢介護課長)

記

1 事前協議事由

- 指定申請
- 利用定員増加による変更申請
- 協議済みの事前協議内容の変更

2 設置予定者

所在地	
名称	
代表者職氏名	

3 事業所

所在地	
名称	
入居定員	(利用定員増加による変更申請の場合 変更前〇〇名：変更後：〇〇名)